

第六十七回国会 衆議院 商工委員会 議録第七号

昭和四十六年十一月三十日(火曜日)

午前十時四十五分開議

出席委員

委員長代理 理事 進藤 一馬君

理事 浦野 幸男君

理事 武藤 嘉文君

理事 岡本 富夫君

石井 一君

内田 常雄君

大久保武雄君

左藤 恵君

羽田野忠文君

前田 正男君

山田 久就君

松平 忠久君

近江巳記夫君

川端 文夫君

出席國務大臣

通商産業大臣 田中 角榮君

出席政府委員

公正取引委員長 谷村 裕君

委員長 増田 久君

農林省畜産局長 稻村佐近四郎君

通商産業政務次官 稲村佐近四郎君

通商産業省重工業局長 矢島 嗣郎君

通商産業省化学工業局長 山形 栄治君

中小企業庁長官 高橋 淑郎君

委員外の出席者

公正取引委員会 事務局長 手塚豫州雄君

一審査長 大蔵大臣官房審議官 植松 守雄君

通商産業省通商局長 中村 俊夫君

商工委員会調査 藤沼 六郎君

委員の異動

十一月三十日

海部 俊樹君

松永 光君

同日

石井 一君

齊藤滋与史君

補欠選任

齊藤滋与史君

海部 俊樹君

十一月十八日

山村開次期対策の早期実現に関する請願外十三件(大村襄治君紹介)(第一六二九号)

同外十二件(龜山孝一君紹介)(第一六三〇号)

同外六件(田中龍夫君紹介)(第一六三一号)

同(橋本龍太郎君紹介)(第一六三二号)

同外十二件(古井喜實君紹介)(第一六三三号)

同外三件(古内広雄君紹介)(第一六三四号)

同外二件(前田正男君紹介)(第一六三五号)

同外八件(松野頼三君紹介)(第一六三六号)

同外六件(武藤嘉文君紹介)(第一六三七号)

同外十七件(綿貫民輔君紹介)(第一六三八号)

同外十一件(足立篤郎君紹介)(第一六一五号)

同外二件(加藤六月君紹介)(第一七一六号)

同外七件(金子一平君紹介)(第一七一七号)

同外二件(鈴木善幸君紹介)(第一七一八号)

同外二十件(藤田義光君紹介)(第一七一九号)

同外十九件(山口敏夫君紹介)(第一七二〇号)

同外五件(奥野誠亮君紹介)(第一七四八号)

同外六件(佐々木秀世君紹介)(第一七四九号)

同(椎名悦三郎君紹介)(第一七五〇号)

同外三件(田中六助君紹介)(第一七五一号)

同(高島修君紹介)(第一七五二号)

同(谷川和穂君紹介)(第一七五三号)

同外二件(辻原弘市君紹介)(第一七五四号)

同外九件(野田卯一君紹介)(第一七五五号)

同外九件(長谷川峻君紹介)(第一七五六号)

同(古屋亨君紹介)(第一七五七号)

同外八件(松浦周太郎君紹介)(第一七五八号)

同(松野幸泰君紹介)(第一七五九号)

同外三件(武藤嘉文君紹介)(第一七六〇号)

同月二十二日

山村開次期対策の早期実現に関する請願外十八件(井出太郎君紹介)(第一八三八号)

同外二十六件(小川平二君紹介)(第一八三九号)

同外七件(塩崎潤君紹介)(第一八四〇号)

同外二十一件(藤井勝志君紹介)(第一八四一号)

同外八件(村上信二郎君紹介)(第一八四二号)

同外四件(毛利松平君紹介)(第一八四三号)

同外二十九件(森下國雄君紹介)(第一八四四号)

同外二十六件(赤澤正道君紹介)(第一八四四号)

同外一件(金子一平君紹介)(第一九〇五号)

同外一件(龜山孝一君紹介)(第一九〇六号)

同(倉石忠雄君紹介)(第一九〇七号)

同外八件(小淵恵三君紹介)(第一九〇八号)

同外六件(園田直君紹介)(第一九〇九号)

同外四件(高橋英吉君紹介)(第一九一〇号)

同外十四件(羽田孜君紹介)(第一九一一号)

同外三十二件(増田甲子七君紹介)(第一九一二号)

同月二十九日

同外四十件(大村襄治君紹介)(第一九九七号)

同外九件(龜山孝一君紹介)(第一九九八号)

同外六件(關谷勝利君紹介)(第一九九九号)

同外七件(前田正男君紹介)(第二〇〇〇号)

山村開次期対策の早期実現に関する請願(佐々木良作君紹介)(第一九一四号)

中小企業に対する公害防止設備資金の融資拡充

に關する請願(倉石忠雄君紹介)(第一九七五号)

同(羽田孜君紹介)(第一九七六号)

同(増田甲子七君紹介)(第一九七七号)

同月二十六日

中小企業に対する公害防止設備資金の融資拡充に關する請願(小川平二君紹介)(第二一〇一号)

同(中澤茂一君紹介)(第二一〇二号)

同(原茂君紹介)(第二一〇三号)

同(松平忠久君紹介)(第二一〇四号)

同(井出太郎君紹介)(第二一〇五号)

同(唐沢俊二郎君紹介)(第二一〇六号)

山村開次期対策の早期実現に関する請願(貝沼次郎君紹介)(第二一〇七号)

同外五件(笠岡喬君紹介)(第二一〇八号)

同外十一件(唐沢俊二郎君紹介)(第二一〇九号)

同外九件(金子一平君紹介)(第二一一〇号)

同外五件(關谷勝利君紹介)(第二一一一号)

同外八件(田中正巳君紹介)(第二一一二号)

同外十二件(福永一臣君紹介)(第二一一三号)

同外八件(毛利松平君紹介)(第二一一四号)

同外五件(森下元晴君紹介)(第二一一五号)

同外十件(足立篤郎君紹介)(第二一一六号)

同外七件(高橋英吉君紹介)(第二一一七号)

同外二件(野原正勝君紹介)(第二一一八号)

同外五件(福永一臣君紹介)(第二一一九号)

同外八件(古屋亨君紹介)(第二一二〇号)

同月二十九日

中小企業に対する公害防止設備資金の融資拡充に關する請願(向山一人君紹介)(第二三三八号)

同(小坂善太郎君紹介)(第二三三九号)

同(下平正一君紹介)(第二三七五号)

山村開次期対策の早期実現に関する請願外八件(愛知揆一君紹介)(第二四〇一号)

同外十件(龜山孝一君紹介)(第二四〇二号)

同外八十八件(田村良平君紹介)(第二四〇三号)

- 同外八件(徳安實藏君紹介)(第二四〇四号)
- 同外二件(早川崇君紹介)(第二四〇五号)
- 同外九件(向山一人君紹介)(第二四〇六号)
- 同(渡辺肇君紹介)(第二四〇七号)
- 同外十二件(小坂善太郎君紹介)(第二四七〇号)
- 同外八十一件(大西正男君紹介)(第二四七一号)
- 同外八十三件(飯谷忠男君紹介)(第二四七二号)
- 同外一件(渡辺栄一君紹介)(第二四七三号)
- 霞ヶ浦開発事業の実施に関する請願(塚原俊郎君紹介)(第二四〇八号)
- 中小業者の営業と生活擁護に関する請願(小林政子君紹介)(第二四七四号)
- 同(土橋一吉君紹介)(第二四七五号)

本日の会議に付した案件

国際経済上の調整措置の実施に伴う中小企業に対する臨時措置に関する法律案(内閣提出第九号)

通商産業の基本施策、通商並びに私的独占の禁止及び公正取引に関する件

○通商委員長代理 これより会議を開きます。

本日は、委員長所用のため、その指名により、私が委員長の職務を行います。

内閣提出、国際経済上の調整措置の実施に伴う中小企業に対する臨時措置に関する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、これを許します。岡本富夫君。

○岡本委員 大臣の時間もあるうと思えますから、ただいま提出されております法案の審議で私が質疑した残り、それからそれによつと関連した問題について、最後にただしておきたいと思えます。

そこで、十七日の委員会のときに、大蔵の考え方とそれから通産省のこの法案についての資本金の点について確実なお答えがいただけなかったわ

けであります。この法案に示すところの中小企業者、これは資本金が五千万以下ということになっておりますけれども、大蔵のほうでは一億以下の中小企業者に対しての課税の特例、こういうふうに少しこの五千万と一億とのギャップがあったわけでして、この点を明確にしておきませんと、地方自治体の知事が認定するときに非常に迷うのではないかと、こういうふうな考えますので、もう一度大蔵とそれから通産省の意見調整、これをはつきりひとつ示しておいていただきたい、この思ふのです。

○田中事務大臣 中小企業という定義につきましては、三十八年制定をせられた中小企業基本法によりまして、中小企業の定義というものが明確になっております。しかもこの面からでも五千万円、三百人というよりなものは、その後日本の経済基盤が大きくなってきた現状に徴してみるときは、だんだん大きくしなければならぬんじゃないかという議論がございます。しかし、これは実態的に各方面の意見を聞いて、実態に合うような規定をしなければならぬこととございまして、審議会の結論を待つてきめなければならぬ問題だと思つてございまして。

それから、大蔵省が税法上考えております中小企業、これも中小企業ということをしておりまして、中小企業基本法による中小企業を考へるとおかしんじゃないか、同じ政府でもって二つ同じことを一億円と五千万円と分けたのはおかしんじゃないかといいますが、これは税法上の問題でございまして、四十一年からそのような制度をとつたようございまして。これは端的に申し上げると徴税上の問題、税調査の問題、その他いろいろの問題を国税庁と税務署だけでやっておりますものがございまして、かつてはこれも五千万円とございまして。五千万円までは税務署限りでやる、五千万円以上は国税庁で直接やるということに区別をしておたわけです。これは徴税上の手続その他の問題と、国税庁及び税務署の機構の問題等もございまして、五千万円とは同じだったわけ

でございますが、その税務面だけを一億円にしたわけでございます。いま一億円までは増資する場合でも自動的に認可を必要としないで、財務局の認可なしでやれるわけでございます。それから税金の担当も国税庁で一億円以上行なうということになっております。ですから、これは中小企業の定義としての五千万円と徴税上考えた一億円というものと必ずしも一絡げでなくいいのでございまして、これは当委員会で中小企業の定義という意味で考えられれば、これは五千万円であつて三百人である。そして、この五千万、三百人というものがもう少し拡大をせられることが必要であるということとで考究をいただけば足ることだと思つております。税の一億円の問題は、これはほんとうに中小企業者の範囲、まあ人の数が動くので三百人ということだけできめ切れないというふうなもので、一億円としたのです。こう大蔵省は答えておりますが、実際は徴税の機構の問題、いろいろな問題で区別をしたにすぎないということとございまして、これと、中小企業基本法における中小企業の明確な範囲というものと必ずしも同一でなければならぬとは考へておられないわけでありま

す。

○岡本委員 それで確めておきたいことは、この国際経済上の調整措置の実施に伴う中小企業に対する臨時措置法について、五千万以下、いまおっしゃつたように三百人以下でなければ認定できないのか、一億以下でも認定できるのか、この点をはつきりしておきませんか、知事が困ると思つております。

○高橋(淑)政府委員 転換の特例につきましては、臨時措置法に規定する転換計画に基づく課税の特例の対象は、中小企業基本法によつて定められた中小企業者のうち、都道府県知事の認定を受けた中小企業者であります。

それから欠損繰り戻しの特例に關しましては、還付の特例の対象となる者は、いま申し上げました中小企業者のほか、資本金一億円以下の中小法人であつて、租税特別措置法の政令に基づいて事

業所管大臣あるいは業種所管大臣の認定を受けた者ということとでございます。

○岡本委員 そうしますと、産地とそれから業者、業種ですか、こういうふうな認定は、これは地方自治体の知事が認定するわけですね。それからそれ以外に、今度は租税特別措置を受けるほうは主務大臣、たとえば大蔵大臣、こういうことになつてわけですか。この二つあるわけですね、これだつたら、その点がひとつはつきりしないと思つてございまして。

○高橋(淑)政府委員 全国ベースの業種の指定、それから産地の指定、これはいづれも主務大臣が行ないますので、都道府県知事が業種指定を行なうわけではございません。それから、私がいま申し上げました欠損繰り戻しの特例についてその対象となる認定中小企業者というのはいかなる者かということにつきましては、この臨時措置法に定められております定義の対象となる中小企業者で都道府県知事の認定を受けた者と、それから資本金一億円以下の中小法人でありまして、その認定中小企業者に準ずる者。ただ、その差は資本金が一億円以下の中小法人という者が加わるというところとございまして、知事が認定をするというところではございません。

○岡本委員 ちょっとその点がぼくははつきり納得いかないのですがね。たとえばAなる業者、この認定をするのは知事ですわね。その知事が認定をした者に対してこの法律が適用されるわけですね。それは資本金五千万以下です。そうすると今度は五千万以上一億までのものは、これはだれが認定をするわけですか。その点だけひとつ。これは認定しない。認定業者でなくていいわけかね。

○高橋(淑)政府委員 繰り返して申し上げますが、資本金一億円以下の中小法人でいわゆる認定中小企業者に準ずる者ということで認定をいたしますのは都道府県知事でございます。通産省大臣とか農林大臣とかいふそういう事業所管大臣でございます。

○岡本委員 そうすると、この特例を受ける範囲

が五千万以上の一億に対しては、別に主務大臣が認定する、こういうことになるわけですか。だから都道府県知事は認定しないわけですね、それは。その点はひとつはつきりしておいてもらいた

い。

○高橋(淑)政府委員 さようでございます。

○岡本委員 時間があれですから、そこで、この転換計画について中小企業がいっている計画をする。そのためにはいろいろの問題が出てくるであろうと思うのですが、そこでやはり転換するに

ついては、これから輸入するもの、輸入してど

ん入ってくるもの、そういうものと同じものに転換したんじや何にもならないということに心配

なりますものの中に、ちよつと確かめておきたい

ことは、一つは関税で、韓国、台湾、こういうと

ころは中国から比べると関税が非常に安い。たと

えば生糸の例をとりましても、韓国では七・

五%、中国は十五%、こういうように関税の差別

があるわけですが、この中国に対する関税の差別

は今後どういうように政府は考えていくのか、ど

ういうようにするのか、ちよつとこれは大蔵省の

ほうだろうと思うのですが……。

○植松説明員 いまお尋ねの中国から輸入する産

品と韓国、台湾等からの産品の関税の格差のお尋

ねでございます。これはいわゆる中国格差という

ことばでわれわれ呼んでおるのでございますけれ

ども、これまで毎国会、中国から輸入の実績がご

ざいますところの産品について個々に検討いたし

まして、特に国内産業の保護の観点から、問題が

ないものについてはできるだけその格差をなくし

ようという方針で年々実行いたしてまいつており

ます。そこで、現在たしか三十九ぐらいのお格差

があるものがございます。しかしその中には、い

ま御指摘のような生糸でございますとか、国内の

産業の保護の観点から申しまして、格差の解

消、つまり関税を下げるということ自体がなか

かむずかしい産品が残っております、完全には

まだ解消し切つてない状況でございますけれども、

なほ個々に調査をいたしまして、特に差を設

ける理由のないものについては格差を解消してい

こうという方針で努力いたしております。

○岡本委員 それもはつきりしておきませんと、

格差が必要でないもの、あるいは格差の必要なも

の、これはあなたのほうで調べるわけですか、中

小企業者にするとかからないわけですか。あらか

じめ大体その方向というものをやはり示してお

いていただかないと、事業転換については非常に

通しが立たない。こういう考え方、要求もあるの

ですが、もう少し詳しく……。

○植松説明員 いままでの方方は、もちろん関

税のたてまえと申しますのは、いわゆる関税交渉

を各国とやりまして、そこでお互いに相互に関税

を引き下げる。そこで協定税率と申しますか、協

定によりまして一般の国内の税率よりも優遇した

税率を適用するというたてまえになっておりま

す。

○植松説明員 いまお尋ねの中国との関係がな

いわけでございますから、そこに格差が生じてくる

ことでございます。しかし、中国からの産品

で同じ種類のもが輸入される場合に、特に関税

の差を設けておく必要がないといった場合には格

差を解消しようということでございます。

○植松説明員 いまお尋ねの中国からの輸入する産

品と韓国、台湾等からの産品の関税の格差のお尋

ねでございます。これはいわゆる中国格差という

ことばでわれわれ呼んでおるのでございますけれ

ども、これまで毎国会、中国から輸入の実績がご

ざいますところの産品について個々に検討いたし

まして、特に国内産業の保護の観点から、問題が

ないものについてはできるだけその格差をなくし

ようという方針で年々実行いたしてまいつており

ます。そこで、現在たしか三十九ぐらいのお格差

があるものがございます。しかしその中には、い

ま御指摘のような生糸でございますとか、国内の

産業の保護の観点から申しまして、格差の解

消、つまり関税を下げるということ自体がなか

かむずかしい産品が残っております、完全には

まだ解消し切つてない状況でございますけれども、

なほ個々に調査をいたしまして、特に差を設

ける理由のないものについては格差を解消してい

こうという方針で努力いたしております。

どう見ていくかということでございますから一が

いには申せないわけでございます。もちろん、関

税率審議会というものがございまして、そこで

一々個々の産品について審議を受けて、答申をも

らつて実行するというところでやっておりますわけ

でございます。

○岡本委員 最後に通産大臣に……。

いよいよ中国と国交回復もしなければならぬ、

こういうような機運になり、またそれが何とい

つても大事な世界の趨勢である。中華人民共和國

もとうとう国連に入ったわけでありますから、だ

いぶ政府は抵抗したけれども、これは結局入ったわ

けです。

○植松説明員 いまお尋ねの中国との関税の格差、こ

ういうものをやはりここでひとつ考えて、こうい

う格差をなくしていくということが、今後の日中

国交回復にも非常に大きく作用してくるのでな

いか。そこで、いま大蔵省の答弁では、国内のこ

とを考へてやるのだというけれども、台湾やある

いはまた韓国も、中国から入ってくるのは同じで

すから、ここに格差があるというのはいちよつと

おかしなように私は思ふのです。いままでは正常化

されておらなかったというところですが、この点に

ついては高度な政治的配慮も必要と思ふますか

ら、実力大臣ですからひとつよく検討し、そう

いうような格差をなくしていく、こういう方向

に進んでいくという確たる答弁をいただきたい。

○田中事務大臣 御発言の趣旨は十分理解できま

す。いままでになぜ差がついておるかという点

一方の地域は国交がありましてから交渉をしてお互

いの間に関税を引き下げたり、また特恵を供与し

たりいろいろの問題が起るわけでございますが、

日本と中国大陸との間にはそのような状態が

なかつたから原則とおりのことになっておる

わけでございます。しかし、日中間だんと前

向きな方向にあることは御指摘のとおりでござ

います。国連にも加盟をしたことでございます。

国交がないということでは、いままでのように基本的

な状態にあるわけでございますが、しかし国交も

おしい回復、正常化の方向にございますし、日

中間もいま御指摘になったような方向で両国の国

交が回復されれば、当然貿易や交流を進めるため

に必要な交渉が行なわれるわけでございます。す

で、いままでよりも正常な方向に向かう状態でご

ざいますので、ますますどうこうということでは

ございませんが、いざ解決する問題である、こ

ういふふうに理解していいと思ひます。

○岡本委員 大臣、そんなありきたりな答弁でな

くて、おしい国交も回復されたら——そうでは

なくて、少しあなたのほうで高度な政治的左判断

で、この日中国交回復に対するあなたの態度がこ

ういうことでわかるわけですから、ひとつもう少

し——そんな抽象的なことでなくて答えてもら

いたい。

○田中事務大臣 いま事務局に聞いたのでござ

います。だんだんと進めておりました、約四百

二十品目に対してはそういうふうになっておる。

あと残つておるのは三十九品目だそうございま

すから、そういう方向に進めておるといふこと

でございますので、これはひとつ水田大蔵大臣の

ごまいたりましたら、私も貿易をする立場にござ

いますし、いま大蔵大臣のほうは臨時代理でござ

いますから、大蔵省と通産省との間にいま御発言

のような方向がだんだんと実現するよう協議を進

めてまいりたい、こう存じます。

○岡本委員 終わります。

○通産委員 川端文夫君。

○川端委員 先般来いろいろ大臣にも政府委員に

も質問をいたしておりますから、一点にしぼって

質問申し上げて、大臣の明快な御答弁をいただき

たいと思ひます。

○植松説明員 いまお尋ねの中国からの輸入する産

品と韓国、台湾等からの産品の関税の格差のお尋

ねでございます。これはいわゆる中国格差という

ことばでわれわれ呼んでおるのでございますけれ

ども、これまで毎国会、中国から輸入の実績がご

ざいますところの産品について個々に検討いたし

まして、特に国内産業の保護の観点から、問題が

整備の実施に伴う中小企業に対する臨時措置に関する法律案においても、貿易関係に対しては、金融政策としていわゆる信用保険に大幅な資金を出して、従来七〇%の保険であったものを八〇%に直すとすることに對しては、その趣旨に對しては私は賛意を表しておるものであります。なるほど、これをしからば実施に移した場合に、そのメリットが下部に及ぶかということになれば、私は実際調べたところによると、そうならないという実情を實感として持たざるを得なかつたということであり、今回のいわゆる補正予算、政府が提出しなされて衆議院を通過した補正予算から見ても、四千数百億円という減税を見込んでこれを穴埋めする、いろいろ処置もとりながらの公共投資による景気浮揚策の一つの予算の柱として立てられておるわけでありまして、しかしながら、このことは同時に地方自治体も大きな減収に悩んでおるといふ実態が出てきておること、これはまた事実であつて、いろいろ自治大臣等も苦勞されているところではないか、こう思うわけです。

そこで、先日ある府県を調査いたしましたところによれば、政策金融としてつくられておる信用保険、なるほど理屈はわかるけれども、いまままでのようにしておつたかと、こう聞きましたところ、言うならば、先日来質問申し上げておる通りに、政府の意図が十分下部に浸透しない理由はどこにあるかと調べてまいりましたところが、大体地方自治体は二・三%程度の代位弁済予算をいわゆる地方持ち出し分として年間予算に組んでおる、したがつて、政府の政策がどのようであるとも、その三〇%なり二〇%の保険金の不足分に対しては代位弁済分は地方自治体が負担せざるを得ない——永久であるかどうかは別です。景気がよくなれば返ってくるものもありましようけれども、当面の場合、その予算をやはり地方自治体が損金として穴埋めをしていかなければならぬ。現実があるわけだ、したがつて、このようない、このようない不況対策といふこと

で、次々に政府が政策金融を強行しようとして来ても、地方自治体はこれに對應できる財源は持ち合せておりませんという答えがある府県の話で聞いたわけですよ。したがつて、このことは、この政策をここできめて、実際に運用するとき地方自治体が予算を持たない、資金を持たないということになつて運用が困難になつた場合に、親心が下までしみ通らないといふときに對する対処のしかたを大臣はどのようにいま準備されているか、お考えになつておるか、お答えを願いたいと思つておるわけです。

○田中事務大臣 今回の補正予算で保証協会の機能強化のために一億円を出しておるといふこともその一端でございますが、一億円ばかりといふことよりも、だんだんとこれを拡大していかなければならぬといふことでございます。もう一つは、県当局も事実かぶつてもらわなければならぬといふことでございますが、これはなるべくかぶらせまいようにしなければいかぬ。これはもう県がかぶらなければならぬという原則から考えますと、保証協会の基本財産等をだんだんと大きくしていくといふことが一つでございます。もう一つは、やはり交付税その他でいろいろものをひとつ、県が確実にかぶつていくのが何%といふものはおおよそわかるわけですから、そういうもの、二%とか三%といふものが、年々過去の実績からいっても県がかぶるといふのであるならば、そういうものを国がどのように補てんでおるか、交付税とかお互いの地方財源の中でどのようにカバーできるのかといふことが第三に考えられるべき問題だと思つておる。こういう問題、御指摘もございまして、十分通産省でも検討してまいります。

○川端委員 私は帳簿等を査察したわけではありませんが、一億円の金はどういう配分方法をされたか知らぬが、神奈川県では二百万しかもらえない。そんなところじゃなからうかと考へるのだが、信用保証協会ではそういう程度の金しか来ない、こういう事実があるようです。したがつて、

信用保証協会の内部には、ある程度の赤字のところと赤字のところもあつて、そういういろいろな案分をされたに違ひないといふ、私は答弁はかわつてしまつてしまつたけれども、しかしながら一億円というものを全国に配分するのには、あまりにも地方にはかなり強いものがある、政府が何をやるかとしても地方のことを考へることなしに一方的にやる、こういう意見がかなり強く指摘されてきたことを大臣に申し上げてひとつ考慮願いたい。

もう一つは、時間がありませぬから言つてしまふますが、政策金融である三機関の中の政策金融であるならば、保証協会の保証をつけさせないで貸すくらいのことではできないのか。だんだんと保証率が高まつてくると、地方の持ち出し分もふえるのであるから、中小企業公庫なりあるいは商工中金なりの金融に對しては、政策金融であるならば保証協会の保証をつけさせないといふくらいのことではできないのか。現在、少し何かいふとやはり保証協会の保証をつけるならば貸すといふ、政府系金融機関ですらそうであるから、われわれ將來どのように変わつていくのかといふ不安を常に持つておるといふ陳情を受けたわけですよ。この点は大臣はどのように対処されようとしておるか、お考えであるか、考え方を聞きましておきたいと思つておる。

○田中事務大臣 政府三機関等は信用保証の道を講じてくてもいいじゃないかといふ議論は前からございまして。ところがいまの制度は——私自身も昔から商工委員時代から皆さんと同じような議論をしたわけでございますが、どうもいまは、税金の次はすぐ政府の債務を優先債務としておる、これではほんとうの中小企業や零細企業の育成にならないんじゃないか、これは逆で、協調融資をもしるとすれば、民間の融資のほうが優先債務であつて、最後は国が——いまと逆にならなければならぬんじゃないかといふ議論が民間にはございまして。私も民間企業出身者でございますから、

そういうふうな気持ちもよく理解できます。それからもう一つは、政府は担保を一番強固に取るというところでは中小企業育成にはならないじゃないか、政策金融は補助金の次に行なうべきものだから、補助金はやつてしまふものであります。政府金融機関は貸すわけでありまして、返つてこない場合の危険負担は政府が行なうのがほんとうだといふ議論、これはいままでの制度、現行制度とは全く逆な考へ方でございますが、私は発想の転換といふのはそういうところにあると思つておる。思つておるが、制度の中で現行制度と全く逆なものを行なうといふことの間には、時間的な問題、いろいろ制度の改正も必要だろうといふことを一つまず前提に申し上げておきます。

もう一つは、これは制度の中での——答弁のためは、答弁になるかもしれませんが、政府金融機関といふことも金融機関であることは間違ひない。金融機関であるならば、債権確保の道を考へなければならぬ。こういうことで、いま信用保証の道はつけられておるわけでございますが、前段申し上げた政府関係機関、なぜコマーションベースの金融機関以外に政府金融機関を必要としたか。これは補助金を出すには至らないが、やはり誘導政策の一つとして、補完政策の一つとしてやつておるのだといふ考へ方はよく理解できます。このういふものはいま片づく問題ではなく、やはり徐々に消化をし、いろいろ合理化していくべき問題だと思つておる。

ただ利点は一つあるのです。利点の一つあるのは、信用保証のワケ内に入つておるといふことになりまして、事務が非常に早くいつて、貸し出しが非常にスピーディーにきまる促進剤になつておるといふことは事実でございますが、どうもそういう現実論と理想論といふのはなかなかかみ合はないういふのでございまして、こういう問題がやはり商工委員会でも真剣に議論になり、いい結論が出ていくということが望ましいことだと思つておるわけでございます。

○川端委員 質問を終わりますが、言うならば、

一般質問の中で将来の信用保証協会のあり方に対してはじっくりとまた御質問申し上げますが、いわゆる商工委員会と相談して議論をしてもよろしいはあまりにも緊急を要するからといって臨時措置法をお出しになったのだから、現実の問題はそんななまやさしいものではない。現実と現実とあえずの問題は十分考えていただくことを強く要望申し上げます。

○田中(重)委員 十分弾力的運用をはかって、その実をあげてまいりたい。

○中村(重)委員 法案の前身に入前に通産大臣に――これは通産大臣というよりか国務大臣にお尋ねすることにしようと思ひますが、もちろんこれは法案との関連性がきわめて強いだけにお尋ねするので、平価の調整というものは、年内妥結の見通しというのはいかですか。

○田中(重)委員 端的に申し上げますと、年内にはできるだろうというところでございまして、それから、協定案に沿って協定案文がつくられるわけでございますから、普通からいへば十一月の初めにも、おそくとも十一月中にはといっておりましたのがだんだんと延びてまいりました。十二月の半ばごろまでかかるかもしれぬといふことでございまして、それが年内一ぱいになるかもしれぬといふようになります。それは日米間では、いま事務当局で、国会で議論をせられたり、具体的な両国で詰めております。詰めるかといふのは、理解を深める、死にワタの活用とかといふけれども一体どうしてやるのかというように、この協定は綿製品協定のようにとんどん、どんと対米輸出が減っていくことを目途としていっているのではないのだから、この運用に対してどうするとかというこまかい問題を、通産省からも人を派遣してやっております。これは非常に両国ともうまくいっております。両国とも理解を持っておりまして、国会の議論もちゃんと反映していると思ひますし、そういう意味で時間がかかって

も、もうスタートは十月一日からやっているわけでございますから、これは両国が、これから長い一年ないし二年、三年というものであります。十分意思の疎通をはかって協定案が成文化されることを望ましいといふことで、そんなに一日、二日を争わないで両国が納得するまでひとつ話し合おうといふことでございまして、十二月の半ばごろまでにはうまくいけばいいかなといふのが、外務省当局ではそのように言っておりますが、通産省から出張して帰りました者の報告によりますと、ことし一ぱいかかるかもしれぬといふのがそのままでの御報告でございます。

○中村(重)委員 政府の従来とつてきた態度です。円の切り上げ幅を小幅にするために輸入自由化等日米案件というものと一緒にするの、そういう態度をおとりになつてこられた。ところが、この間コナリー財務長官が来られた、そのあと帰られてからその記者会見等々新聞報道を見ると、そういう日米案件というものはたな上げにしてしまつて、そこで平価調整だけ切り離してこれを最優先にするのだといふこと、そういう態度をとつておられるようですが、それに対して日本政府が何か同調するようないま印象を受けますが、態度としてはどういふことですか。

○田中(重)委員 日米間の問題としては、ことしを見ますと、アメリカは八十数年ぶりで貿易収支が逆転になった。その中で日米の貿易が一番大きい。二十億ドルの赤字が出た。そのうち日本が二十億ドルの中からはアメリカへの輸出の赤字分が二十億ドルにもなるというから、その大半は日本だといふこととございまして、その意味で日米間の貿易収支のバランスをとりたいといふことはあります。あります。これを平価調整は直接の関係はないといふこととございまして、これはなぜかといふと、日米間だけでレートをきめてもどうにもならないものである。これは全世界がこれを納得し、少なくとも今度の平価調整で直接レートを動かさなければならぬといふのは、十カ国の蔵

相会議できまれば十カ国全部が幾らかずつでも動くと思ひますので、利害関係はみなあるわけでございますから、日米だけの話し合ひで済むものではないといふので、平価調整は十カ国の蔵相会議で、そして日米間の懸案の問題は日米で、また米国の西ドイツとの関係のものは米独でというふうな、二国間、多国間、また十カ国というふうないろいろの機会において交渉が行なわれておるといふこととございまして、平価調整に対しては、日米間の経済問題、特に自由化の問題とか繊維と関係は、二国間交渉といふような問題とは直接関係はない、こう理解いたしたい。

○中村(重)委員 水田大蔵大臣がローマの十カ国蔵相会議に臨まれる前に、通産大臣ももちろん出席されて関係大臣でもって円切り上げ幅についていろいろと検討された。一五%の腹をきめたとか、あるいは二・五%であるとかいろいろの点とが報道されているわけですね。その点とその点とが報道されているわけですね。その点からコナリーさんがこの間参りました際、円の切り上げ幅については触れたとか触れないとか、あるいは何か二八%を提案をして、通産大臣はその数字ではだめだと言つて断つたとか、いろいろの報道をされておられるわけですが、そこあたり関係はどうか。また二・五%であるとか一五%であるとかいふ腹をきめた、現実は一〇%以上といふような実績を示しておられるように思ひますが、そこあたりいかがですか。

○田中(重)委員 第一に、コナリー氏との会談で向こう側から何%引き上げるべきであるといふような、数字の提案は全くありませんでした。第二は、水田大蔵大臣がローマへ出席の前に関係閣僚が懇談会を行つたわけでございますが、このときも日本の円平価がどのくらい切り上げられるかという話を一切いたしてありません。これは相手のある話でございます。とにかく平価の調整は不可避である、やるならば早いほうがよろしい、同時にこれは多国間協定でなければならぬ、多国間協定とは十カ国蔵相会議できめな

ければきまらない、こういうこととございまして、そのときは水田大蔵大臣が十カ国蔵相会議に出席をして、各国の考え方を十分たしなから、フレキシブルな気持ちでお互いが共同して平価調整という問題に対して前向きで取り組み、しかも国際通貨の安定、国際流動性の確保といふものに対しては、やはり十カ国で必ず結論を出すといふ基本線に対しては、日本も協力的でなければならぬといふ基本的姿勢をお互いが確認して水田大臣は国際会議に出席をしたわけとございまして、これは相手の出方によつてお互いが胸襟を開いて検討し合つたこととございまして、数字などをきめてそれを持っていくような状態ではないといふことは御理解いただけると思ひます。

どうも私は、日本でもつていろいろの数字として一〇%以上などという数字が出ておりましたが、一〇%というのはおそろべきものでございまして、私はそう思つております。こうしては中小企業対策を行ない、繊維の対策を行ない、これだけ苦勞しておるときに、口で簡単に、プロットしておる市場で一〇%をこしたから一〇%以下といふこととはないんだといふような考えで円の平価がきめられてはたいへんである。私は、どうも適当なことはだめだといふことは、それは日本の経済はひっくり返ると言つたかどうかわかりませんが、もう少し専門的のことを使つたと思ひますが、いざれにしてもそんな高い切り上げは望ましくない、そんなことはたえられないのではないといふことは、私は、その他の場所であつて、議論をしたときに私の考え方を述べたのであつて、公の立場で平価調整の率が議論されたといふことは全くありません。明確にお答えをしておきます。

○中村(重)委員 いまの通産大臣のお答えのようであればよろしいのですけれども、新聞で報道されているのをあなたもお読みになつておわかりでしょうけれども、新聞報道といふのは必ずしもそうじゃないのですね。私は、全く報道機関の推量といふのですか、そういうふうな記事だけだと

は受け取れないのです。やはり関係大臣があまり不用意にしゃべるんじゃないですかね。もう確定的に報道されているわけですから。だから、それが違ひ、しかもいま通産大臣お答えになりましたように、及ぼす影響が非常に大きいということになつてくると、そこらあたり、もう少し不用意な発言をしないように、またもし、全くないことを新聞が報道しておるとするならば、そこらあたりは協力を求めるような態度があつてしかるべきだと私は思うのです。その点通産大臣はどうお考えになつておられるのか。いかがですか。

○田中 平価が調整が行なわれるということをお前提に考えて、一%上下することでもたいへんなことだと思います。それは、日本の年間の輸出入が四百億ドル、一〇%ずつ増していくということになると四百五十億ドル、五百億ドルというふうな伸びていくわけですが、その一%、これはもうたいへんな影響があることは申すまでもありません。その意味で、国益を守るということ、特にマスコミの方々のいろいろな方々に協力を求めておるといふことは、これはいつでも会つたら、お互いにお互いの財産を守ることである、生命を守ることであるといふことで、慎重にやりましょう、こう言つておられますから、この限りにおいては中村さんと同じことです。ただ、何でも一体こんなのが出たのかというの、これは地球が狭くなったのです。IMFで、大臣が日本の平価は二五%切り上げ、二五%の話し半分にしても二・五だ、そういうのが固定的な数字になつて流れておつた。アメリカのコナリー氏が二八%と言つたとか、三〇%と言つたとか、私はコナリー氏がそう言つたとは思いませんが、経済ミッションが行くと二五%以下は絶対ありません、こう言つたらしいのです。そうすると、それがこのごろは水田大蔵大臣、いや私が言うことよりも、経済ミッションの団長などが言つと、それがさつと数字になるといふ、そういう世の中でもございませぬので、そういう数字がいろいろ出るといふことで、現在日本社会の特性ともいわれるわけ

でございます。しかし、こういうことはいずれにしてもお互いの生活そのものに直ちに影響のある問題でありますから、十分政府も民間の協力を求めてまいりたいと思つたし、日本の平価調整でございまして、人のことじゃないわけでございますから、慎重の上にも慎重な態度を持すべきことは御指摘のとおりであると思つた。

○中村(重)委員 どうも実力大臣があまり多過ぎるもので、必ずしも報道機関の推測記事だとばかり受け取れない面がありますね。しかし慎重におやりになることは強く私望しておきたいと思つた。

それからコナリーさんが通産大臣に、六週間以内にはハワイなどで話し合ひをしようという提案をされた、それから水田さんには、大蔵大臣には何も言わなかつた、おもしろおかしくマスコミも取り上げておりましたが、そこらがどういふことであらうことになつたのか。また佐藤総理が一月七日ですか、ニクソン大統領と会われるといふことになつたやうですけれども、そういう時間的な関係といふものもあるのではないかとおもうんですが、六週間以内のそのコナリー財務長官との会談といふことはおやりになるのかどうか。おやりになるとすると、ただ今おつたこととだけなくて、ある程度、こういつたことについて話をしようじゃないか、平価調整も、あるいはまた日米の関係ですね、諸案件についての話し合ひ等々いろいろ話し合ひを実はされたのだからと思つたのですが、そこらあたりの経緯はいかがですか。

○田中 水田大蔵大臣と会つたときこのような提案をしようと思つておつたのでございませぬが、話が進んで、中から入つたのと、時間があつたという間にたつたので、一番重要なことを忘れてしまつたので、恐縮ですがあなたからひとつ御披露いただきたい、それは六週間以内にと、まあ二十五日のクリスマス以前だと思つたが、そんな計算だつたと思つた。六週間以内は日米の主要経済

閣僚を含めた首脳会談といふものを開きたい、それは両国の中間地点、まあハワイかそれからアンカレッジのいずれかでもけっこうですといふことですから、私も少し簡単なほうでございませぬから、けっこうですよ、関係閣僚に連絡しておきましよう、こういうことを言つておきました。それから、きょう閣議で福田外務大臣から、一月の六日及び七日の両日にわたつてカリフォルニア州サンクレメンテにおきまして佐藤・ニクソン日米両国首脳会談を開くことに両国が正式に合意をいたしましたといふ報告がございました。これは正式な報告でありますし、発表でございませぬから、そういうことになつたわけでありませぬ。コナリー氏が私に述べたものは、その後何となく消えてしまつたやうなかつたのでございませぬし、私も仲介をした程度でありますので、消えていけば消えていけつたやうだ。どうも少しアメリカのほうは複雑にいろいろな問題がありますから、私もそんなに積極的にならうといふこともなく、頼まれただけで報告したといふだけでございませぬので、気にかけておらなかつたのですが、きょうそういう発表がありましたので、この前者と後者との間にはどんな脈絡があるか私もさだかにはわかりませんが、あの会談だつたんだなといふことは、その後の情勢で見るとそんな感じがいたします。それはアメリカと西ドイツがやつたわけでありませぬ。その次に日米、日仏、日英、そして米仏、米英、それから米・カナダと、日米経済閣僚会議のあたりで話をされている。その後一つずつ報道されてきたので、やっぱりこの話は一つだったのかなという程度に理解をしておるといふことと

ございませぬ。何をしゃべるかといふのは、まだ発表があつたばかりで閣議で聞いたばかりでございませぬので、佐藤さんが出ることは間違いないと思つた。外務大臣もこれはもう出るでしよう。ところが、そのほかはもう全然わかりませぬ。わか

りませぬけれども、どんな話をされるのか、日米間の懸案の問題をお互いに胸襟を開いて会談をす

る、こういうことしか考えられないわけであつて、それまで平価調整が行なわれればもう平価調整といふことでなくなるわけでありませぬし、日米間にはもう経済的には複雑は片づいておるし、ほかの問題も私が述べたやうな方向に進んでおるから、そんな問題は、何か……(片づいていない)と呼ぶ者あり)いや、日米間だけにおいて片づいていない)と呼ぶ者あり)日本はまだでございませぬ。そういうことで、この会談でどういふものが具体的に論じられるのか、これはこれからおいおい政府間で協議をされるということであつて、ここで申し上げられるような段階では全くないといふことを御理解いただきたいと思つた。

○中村(重)委員 あなたがコナリーさんから提案されたか、あなたのほうから切り出されたか、それは別として、私はそれは問ひませぬ。あなたが言われたことを、そうかなと実際腹ではそう思つていませぬけれども、そういうことで了承しますよ。ただ言いたいことは、あまり二国間で深く入り過ぎないほうが私はいじやないかといふこと

です。やはり十カ国蔵相会議、そういう多国間の会議の中で話し合ひを進めていかなければ、どうしても日本が負目になっておるやうな気がしてならない。アメリカの赤字の問題等々、国際収支の赤字の問題にしても、アメリカのいろいろゆるる国際収支の赤字といふのと日本の場合とは、私は線の引き方が違つているのだと思つたのです。だから国際収支が赤字だ、赤字だ、その数字だけどうも発表しておられるところに問題があるのじやないでしようか。これは貿易収支あるいは貿易外収支、総合収支、いろいろあるでしよう。日本の場合これは違つたのです。その線をどこに引くかといふことによつて、アメリカがどう国際収支の赤字といふのは赤字ではなくてゼロになるというところだつてあり得るわけですね。だからそこらあたりをもつとわかりやすくしてもらわなければならないのじやないか。私は私どももなり



に、ここで質問をするだけでなくて、それなりに  
実はいろいろな学者であるとか、あるいは経済人  
であるとか、いろいろの人たちから話を聞く勉強  
会等をやっているわけですか。ですから、そういつ  
た中身についてきょう申し上げることは時間的な  
関係もありまして控えますけれども、どうもア  
メリカさんの言うことを——おっしゃる通りに買  
易関係だけは日本のほうが輸出超過になつてお  
る。しかし、かつては、日本は大きく輸入超過で  
あつた。そのときは何も問題にならなかつたです  
よ。日本はアメリカに対して、いまアメリカが日  
本に対して文句を言つておるようなことを言つて  
いたことはいないのです。ところが、アメリカさん  
は、どうも自分のほうが輸入超過になつておる  
じゃないか、こう文句をつける。そして国際収支  
の赤字の問題をあげる。国際収支の赤字の問題に  
ついて、いま申し上げたように、線の引き方に  
よつて問題が變つてくる。そこらあたりについ  
ては日本は何も言わない。負目だけがあるよう  
に国民に印象づけていくという行き方は、私は正  
しくないと思う。二国間だけおやりになると、  
そこらあたりの問題があるから——二国間でも話  
をする必要はあるでしょう。あるでしょうが、で  
きるだけ多国籍で堂々たる論陣を張つていかれる  
必要がある。それが私は、自由貿易を守る道でも  
あり、国益に通ずる道である、そのように考えま  
すから、賢明な通産大臣ですから釈迦に説法で  
あると思ひますけれども、十分にそこは留意をし  
ていただきたいと申し上げておきたいと思ひま  
す。一日、三日、八日と一般質問をやることに  
いたしておりますから、そこらであなたの考え方も  
十分伺つていきたいというふうに思ひます。

そこで、長官でついでですが、特恵対策の臨  
時措置法、それから輸出形買取り制度という  
ものが出ておるのですが、これはどういうような  
結果になつておるのですか。実は、特恵対策に對し  
まして、あなたも御承知のとおり、二十五億円の  
予算を充て計上しておるのですか。それはほと  
んど使つていないで、今度のドル・ショックにこ

れを回すといつたようなやり方をおとりになつて  
おられる。何かいろいろな制度をおつくりになる  
のだけれども、どうしてか少しもそれが働か  
ない。じゃ中小企業が非常に安定しておるのかとい  
うと、それは苦しい。倒産に倒産を續けておる。  
この実態との矛盾というが、ギャップがあまりに  
もあり過ぎるように思ひますが、中小企業の最  
高責任者として、これらの点に對して長官はどの  
ようにお考えになつておられますか。具体的な点  
はどうなつておるか。いかがですか。

○高橋(淑)政府委員 最初のお尋ねの特恵対策臨  
時措置法の施行につきましては、まず輸出面につ  
きましてはアメリカにおいて特恵の供与を実施を  
しておられません。それから輸入面におきまして  
は、わが国の特恵供与の方式が、できるだけ中小  
企業に急激な影響が与えられないように考へてつ  
くられておりますので、それとともに、特恵供与  
を実施してからまだ日も浅いということもござい  
まして、いまのところ輸入面において特恵供与に  
よる大きな影響が出ていない、こういう事情にあ  
るわけでございまして、今後事態の推移によりま  
して必要性が生じた場合には、後手にならな  
いようにすみやかに特定事業の指定を行なうとい  
うことを常日ごころ心掛けておる次第でございま  
す。現在はまだ特定事業を指定いたしておりませ  
ん。

それから、第二のお尋ねの為替予約の実績につ  
きましては、十月二十三日にこの制度を開始いた  
しまして、十一月二十五日現在で約二億四千万ド  
ルの実績となつております。  
それから、為替銀行のいわゆる船積み後の期限  
つき手形の買取りは、順調に推移しているとい  
うように承知いたしてあります。

○中村(重)委員 第一の特恵供与の問題ですが、  
わが国の中小企業に急激な影響を与えてはなら  
ない、それは、私どもが法律案の審議の際もその点  
は十分議論をしたところで、これは、まあ日本  
の中小企業を守りたいという立場から、考え方は  
同じなんです。だけれども、特恵供与をなせに

しなければならぬのかというよりなこと、これ  
もまた私は軽視してはならないんだけれう、こう思  
うのですよ。八月一日から実施されました今日ま  
で、まだその影響がないからだというよりなこと  
のようですが、まだこの業種の指定も行なつてい  
ない。それでいいとお考えになつておられるのか  
どうか。その二カ月たつた今日までの具体的な影  
響、あまりというおことはお使ひになつたのだ  
けれども、どの程度の影響というものが出てい  
るのか。十八品目の供与ワクというものがこれはある  
わけですから、このワクの状態はどうなつてい  
るのか。いかがですか。

○高橋(淑)政府委員 ごく最近の資料でございま  
すが、特恵の供与を停止いたしました品目は全部  
で十五でございまして、それから台湾とか韓国と  
か、こういう特定の国に對して特恵の供与を停止  
いたしました品目は、亜麻とかハンカチとか入れ  
まして同じく十五品目でございまして。

○中村(重)委員 あなたは、この供与ワクとい  
うのが狭いと思ひますか、あるいはこれで適當であ  
ることとお考えになつていらつしやいますか。とい  
うことは、発展途上国というものは、特恵関税制度と  
いふものはできたけれども、どうもあまり自分の  
国に影響がないというよりなことだけを考へて、  
ほんとうに発展途上国のことを考へていないのだ  
という非難というものがあつたわけですね。それか  
ら、輸出形買取り制度、こういう制度もつ  
くつたけれども、あまりにも繁雑過ぎる。もう少  
し簡便な方法でやつてもらわなければどうにもな  
らないんじゃないかといつたような非難、これ  
は、内々に非難が相当強いわけですよ。だから、  
日本の第一の問題点の特恵関税供与の問題、  
わが国の弱い中小企業に急激な影響を与えてなら  
ないといふこと、このことはまあ考へ方は一致し  
ておるわけですね。いふわけですが、先ほども申し  
上げましたように、であるけれども、やはり特恵  
関税制度というものを設けなければならぬとい  
う国際的な取りきめという形をこれを行つてい  
るわけですから、せつかくやつたことが相手国に喜

ばれないというよりなことですね。これは海外経  
済協力の問題だつてそうなんです、せつかく国  
民の血税というもので援助する、そういつたよう  
な経済協力というものをやつて、そしてそれが実  
際その国の所得の向上に役立たない、その国の國  
民の生活を豊かにすることにつながらない、  
そしてエコノミックアニマルとかという非難を受  
けるというよりなことでは、これは国民のコン  
センサスを得ることはできないということに実はな  
るわけですから、せつかくおやりになつた制度で  
あるならば、それが十分国民には理解され、そし  
て相手国からは喜ばれるというものでなければな  
らないと私は思ひます。したがつて、その改むべきと  
ころは改める、また手続が非常に繁雑であるなら  
ば、その繁雑な手続というものはできるだけ簡便  
な方法でやつていくという、絶えず創意くふうと  
いうんですか、そういうことをおやりになる努力  
というものが私は欠けておるような感じがしてな  
らないのです。そうは思ひませんか。

○高橋(淑)政府委員 特恵供与にあたりまして  
は、先生御指摘のように発展途上国の立場を考へ  
る、それから国内の中小企業の立場を考へる、そ  
の両面を考へ合わせていろいろ苦心をした末、今  
回のような措置がとられたわけでございます。今  
で、まあいろいろの影響があらわれますから、直ちに  
ワクをうんと広げるといふようなこともなかなか  
むずかしいことだと思ひますが、しかし事態の  
推移は十分見守つていかなければならぬと思ひ  
ます。

それから、為替予約なりあるいは手形の買取り  
り制度について、手続面で極力簡素なものにして  
いくといふことについては、私どももその方針に  
よりまして関係者といふ折衝いたしまして、  
極力簡便な手続といふことでやつておりますが、  
もし至らぬところがありましたら、さらに改善の  
ために努力をしたいと思ひます。

○中村(重)委員 私がいま申し上げておりますの  
は中小企業との関係でございまして長官にお尋ね  
をしておるわけですが、どうも通産省はそれぞれ

原局がありまして、繊維雑貨の問題を中小企業に  
関係があるからといって長官に尋ねると、どうも  
原局を無視するというような御不満等もあるよう  
でございますから、いま私が質問をしたことに対  
しての関連がございまして原局は、この際どうぞ御  
速慮なく私のいまの質問にお答えをいただ  
きたいと思ひます。(田中中国務大臣)きよりのところ  
はありませぬと呼ぶ)ありませんか。これは通  
産大臣、こそそこと話があることを公の席上で申  
し上げることは、私もあまり本意じゃないのです  
よ。ただ、少なくとも田中通産大臣のものにおけ  
る通産省、そして中小企業庁、やはり私どもは、  
高橋長官非常に誠実でまじめに取り組んでおられ  
るということの評価してはいます。だから何  
でも知っているというようにばかり考えてない。  
知らないことだってある。答弁に窮せられること  
だってあるだろう。私はそのことを責めようとは思  
わない。しかし、少なくとも長官は、事中小企業  
に關係する問題、このドル・ショックの問題ある  
は特惠関税の問題等々、いかなる影響を及ぼして  
おるのかというところは浅く長官は知っておら  
なければならぬ、こういう考え方で、あまり深く  
入らないで、常識的な質問をするわけです。それ  
に對しまして、原局のほうは心おもしろくないと  
いうような気持ちがあるように伺うのであります。  
ですから、そこらには十分連携を密にして、そし  
て私どもの質問に對しましては、名ざさなくとも  
進んで出席をして原局のそれぞれ局長は答  
弁に立つ、こういうことは、私は、積極性、その  
熱意を高く評価をするわけでございますから、そ  
ういう点を十分ひとつ御指導いただきたいとい  
うことを、たいへん蛇足でございますけれども申し  
上げておきたいと思ひます。

○高橋(淑)政府委員 未使用でございます。ただ  
しこれを今後の事業転換のために使うようにいた  
したいと思っております。

○中村(重)委員 お聞きのとおり、この法律案の  
審議に入ります前に、実はヒヤリングをしたこと  
があるのですよ。ところが未使用なんです。こ  
れは影響がないにこしたことはないわけです。し  
かし影響がないということがおかしいですよ。  
あつてしかるべきなんです。それがなぜに未使用  
なのか。これは私はきわめて重要な問題点であ  
ると思うのです。なぜに未使用なのか。具体的  
に、こういうことはあつたけれども、こういうこ  
とでこの融資ワクを使うまでの必要性というの  
はなかつたんだという具体的な答弁がなければ  
ば、特惠供与を八月一日から実施いたしました今  
日まで、少なくとも無税の、あるいは五〇%の品  
目の輸入というものがなされていなくて、これは  
私は考えられません。それだけの影響というの  
はあつてはいるはずですよ。にもかかわらずこれが  
未使用であるというところは、これはやはり調査と  
いうものが十分行き届いていない、中小企業の苦  
しい声というものを耳にしておられない、そう私  
は指摘せざるを得ないのです。それらの点に對し  
て、十分やつた、ほんとうにその必要はないとい  
うことを確信を持ってお答えになることができま  
すか。

○高橋(淑)政府委員 私の答弁に足らざるところ  
がございましたが、実は、先般来影響業種と思わ  
れるものについて、いろいろと関係業界また関係  
の局と御相談をしまして、二十くらゐの  
業種について、いろいろ検討いたしましたわけでござ  
いまして、まだ業種として指定するまでの必要性  
がないというところ、このたびの臨時措置法によ  
りまして、輸出面における影響というものはある  
程度やわらげることができ、そういう経緯がご  
ざいまして、ただいまのところ特定業種を指定し  
たしておらないわけでございまして、いままでも何  
もしなかつたということではございません。

○中村(重)委員 影響の有無というのはどういう  
ことで判断をいたしますか。

○高橋(淑)政府委員 輸入面について見ますと、  
当然のことではございますが、輸入の価格によつ

て国内価格が大きく左右されて、特に市況商品と  
いうようなものでありますれば値くずれが生ずる  
というふうな状態、またそれが進みまして仕事を  
続けていけなくなるような状態、こういうものを  
影響があらわれてきておるといふように私考しま  
す。

○中村(重)委員 近く商工会の大会も実はある。  
小川全国連の会長も御出席であるわけですよ。そ  
れから中央会、これは小山さんが理事長ですか会  
長をしていらつしやる。そういうた合に出ます  
と、深刻な声があるんですよ。おそらく小川全国  
連会長も相当業者の方々からその苦衷を訴えられ  
ておるであろう。これじゃいかぬ、何とかしなけ  
ればという気持ちを持って、いまあなたと私の質  
疑を聞いておられるのじゃないかというふうな感  
じがしてなりません。ともかくあなたの方の調査と  
いうのは、何か中小企業、なかならず小規模企業  
というものを守っていききたい、そういうたような  
前向きなかまえて取り組む、あるいはせつかく融  
資ワクはつづけた、こういう制度もつづけたけれ  
ども、どうも国の負担になるようなことはなるべ  
くやりたくない、やらないようにしよう、これは  
大蔵省から縮められるかどうかかわからないだけ  
れども、そういうかまえてやるかどうかというこ  
とによつてだいぶ違うんですよ。どうも私はいま  
のあなたの答弁には納得できないですね。具体的  
に私が伺つておることも、実はこれでもかと申し  
上げたわけでありまして、きょうは通産  
大臣の時間的な關係がございまして、できれば  
きょうはこの法律案を委員会に上げたいという気  
持ちがございまして、長い時間をとることを避  
けて一般質問の際に回したいと思ひますが、いま  
の質問に對してはあらためて伺うことにいたしま  
しょう。しかし長官が、いや、これは一口どうし  
ても答弁しなければということであれば答弁して  
けつこうです。

○高橋(淑)政府委員 決して定められた、あるい  
は認められたワクをなるべく大切に使わないよう  
にと、そういう気持ちは全然ございません。積極

的に活用したいと思つております。

○中村(重)委員 ドル・ショックの影響の問題な  
んですけれども、あらためてここで伺ひますが、  
契約は通常の何%になつてゐるのか、それから受  
注残高というものはどうなつてゐるのか、この前  
簡單にお尋ねいたしましたのが、今日の実態につ  
いてお答えをいただきたいと思ひます。

○高橋(淑)政府委員 これは輸出比率が一〇%以  
上の全国百二十産地につきまして聞き取りある  
は書面で調査をいたした結果でございますが、調  
査の性格上、正確度といひますか確度については  
限界があると思ひます。

まず輸出成約の状況でございますが、九月には  
大体二割程度のペース、十月の下期には六割程  
度、十一月の上旬にはほぼ七割程度、それから受  
注残につきましては、同じく九月半ばころが五十  
七分、十月の下期が五十一日分、十一月上期が  
四十七日分、平均でございます。大体こういう傾  
向でございます。

○中村(重)委員 四十六年度の輸出の減少の見込  
みですが、これからの關係もあるわけですから  
も、現時点の見込みと比較してこの後どうい  
う推移をたどるといふように見えておられますか。

○高橋(淑)政府委員 これも全般的ではございま  
せん、いま申し上げました中小企業製品の集中  
して見ます輸出産地百二十についてのそこから得  
た見通しでございますが、四十六年あるいは四十  
六年度中の輸出減少の見通しといふのは一五%程  
度ということでございます。

○中村(重)委員 あなたのほうで調査をされた数  
字を見ると、繊維でも二一・一%、食料品で  
四八・二%、金属製品一六・五%、いずれも一  
〇%をこえる見込みの違ひが生じておるとい  
うことを調査の結果明らかにしておられるわけ  
ですね。修正された輸出見込みとして四十五年度実績  
に比べると、食料品が四七・四%減、繊維が一  
七・一%減、金属製品が一〇・七%減、全体で  
まああなたが言われた一四・九%、約一五%の減  
である。こういうことを具体的に明らかにしてお



れるわけですが、四十七年度の輸出見通しということについてはどういふように見ておられますか。

○高橋(淑)政府委員 そのあたりが一番むずかしいところだと思いますが、いまのような制限のもとに一応の聞き取りをやりました感じでは、四十六年の修正見通しの輸出金額に對しまして、やはり一〇%から一二%ぐらい、というよりも一二%ぐらいの減というように調査の結果はなっております。

○中村(重)委員 それもあなたのほうの調査の結果で出している数字ですが、しかしこれを二年連続ということになつてまいりますと二七・八%、約三〇%。実際は私はもつと大きい数字になるのではないかとお尋ねをします。私がなぜにこのことについてお尋ねをし、指摘をするかということ、いま私どもが審議をいたしております中小企業業の緊急対策、それから、これから単に對症療法だけでなくて中小企業業の振興のためにどう対処していくのかということの関連があるから実はお尋ねをいたしております。政府は十一月の十六日の閣議で、中小企業業の年末融資対策、政府三機関でもって貸し出し計画で千八百八十億円で、これを追加された。民間金融機関も昨年を三割上回る一兆八千九百億円の貸し出しの増加をおきめになった。これは単に目標にすぎないと実は思ふわけですね。そこで私は、アメリカの輸入課徴金それから円の変動相場制への移行に伴つて減産とそれから滞貨の増加に悩んでおられる中小企業、これに對するところの年末の資金需要にたいするたためというところの資金需要にたいするところ、いま政府が十分留意をしておられるわけにはないことは、ドル・ショックに對するところの緊急対策、当面の對症療法的な資金対策は、一応そういうことで出そろつたということだろつと私は思ふのです。これでは私どもは十分であるというふうには感じておられるわけですね、ところが四十七年度の問題に對しても、いまお答えになりましたように一〇%から一二%程度中小企業

の輸出減であるという数字を明らかに見通しとしてきたわけでありませうけれども、波及的な影響等々でこの不況というものは相当深刻になつていくのではないかと、そのように考へるわけですね。そこで、現在中小企業業の倒産の状態はどうなのか、それから今後倒産はどういふ推移をたどつてくるのか、そこらあたりの見通しについて明らかにしたいと思ふ。

○高橋(淑)政府委員 一件当たりの負債総額一千万円以上の倒産件数は、九月七百二十四件、十月八百六十五件、これはおの前の前年同月に比べまして約一〇%の減でございます。それから十一月につきましては二十七日までの倒産件数が五百四十三件で、これは前年同月で約二三%の減であります。しかしこれはあくまでも数字の上のことだけでございます。先行きどうだということにつきましては、来年一―三ヶ月の不況の深刻さというところが憂慮されますので非常に懸念をいたしております。そういうことのないようにできるだけの対策を講じたい、このように考へております。

○中村(重)委員 今度の三ヶ月期というのは、中小企業者には死活的な危機である、こういつては、この危機を切り抜けるために、いわゆる混乱した破局からのがれる、これを防ぐ、このことが非常に重要であることは、これはもう言うまでもないわけですね。まずその三月危機に對して、中小企業者が、いわゆる死活的な危機であるというふうな受けとめ方を中小企業者もされておられるのかどうか。そう受け取つておられるとするならば、あるいはそういうふうな深刻な受け取り方をしておられないにしても、大きな影響があるというところだけは避けられないと思ふ。そういう場合に、単なる中小企業者に対するところの応急対策、そのことが単に場当たり的である、それから延命策であるというふうな形であつてはならないと私は考へるわけですね。ならばどうするかというところがきつめて重要な問題点でございます。よりから、まずこの点は大臣から一―三ヶ月の死

活的危機ということに對する受けとめ方、それからいま一連のドル・ショックに對するところの対策あるいは年末の対策、政府も民間金融機関もそれぞれ対策を打ち出されたわけでありませうけれども、あえて私は、これは場当たり的に単に延命的な対策にすぎないのだというふうに考へているわけでありませう、通産大臣としてはこれをどうお考へになつておられるのか、これはそうでないためにどう対処しようとお考へになつていらつしやるのか。

○田中(國)大臣 いま中小企業庁長官が述べましたとおり、八月、九月、十月、十一月とこう見ておきますと、対前年度比の件数は倒産件数の上でも減つておりますし、また倒産金額そのものも二〇%から四〇%に減つておられるわけでございます。これが実態であるとは私は考へておりませぬ。それは高い高原横ばいの景気がずっと続いてまいつておられます、多少の含みも残してありますから、この九月、三月というふうな決算は何とかやつていけると思ひます。しかし実勢を考へますと、やはり整理をしなければならぬような状態は相当あると思ひます。私は、特に三十七年、四十年と今回を比べてみまして非常に違つておられると思つておられます。大なり小なり、日本の産業各部門別に見てまいりますと、米の生産調整を必要とするような状態が見られるわけでございます。必ずしも構造改善が終つておるとも考へませんし、また世界的に見て、各国に比べて日本の設備がすべて優秀だといふふうには考へません。考へませんけれども、いまの中途はんばい設備においても、ある意味で生産は過剰である。もう鉄鋼が不況カルテルの申請をしなければならぬ。石油化学もしかりでございます。繊維などは、七十四万台の織機のうち三十五万台を買い上げてくれなかつたといふような状態。これは、繊維産業だけではありませぬ。そういう状態から考へてみると、やはり九月よりも三月のほうが苦しい状態になりつづつあるといふことは事実でございます。特に、今度は財政的にも大きな補正をやつて

おりますから、これが集中的に投資をされる。そのうすると、その次に、前からのパターンを見ますと、財政が先行してそのあとには必ず民間の設備投資が引き続いて起つてきました。が、どうも今度はそういうふうな感じは考へられなかつたと思ひます。で、七月の五日に通産大臣になりましたときに、避けがたい実態だと思ひますと述べたこと、そのおりの状態が続いておるようでございます。その、恐慌というふうなこと、どうにもならないような情勢になるとは私は思ひませぬ。それは底力もつておりますし、政府自身も相当大きな施策をやつておりますから、私は、そういう破局的なもの、いままでなかつたたいへんなことだとは――そういうことになつては困りますし、またそれはならないと思ひます。そうはならないと思ひますが、長期的な不況というものを考へて、適切な施策を行なわなければならぬといふような感じでございます。これを、これから通産省は地方の財務局等と連携をとりながら、通産局が実態を把握して、来年の三月、九月というふうな状態に對しては、遺憾なく対処してまいらうといふことがほんとうに必要だといふことを私も真剣に考へて、政府に對して、いまはもう金はたぶつておられますし、いま倒産しないのは、一つには、市中で公定歩合を下げられるだけ下げられておる、コールも下がつておる、だぶつておる、日銀からの都市銀行に對する貸し出しはほとんどゼロであるといふようなものが多少ささげられておるとも思ひます。そういう点も十分考へながら、今度は、いままでの政策だけを進めるのではなく、実態把握をして、直ちに突つかい棒がでるような状態も考へながら、中小企業対策を進めてまいらうと思ひます。甘く考へておりませぬ。

○中村(重)委員 考へ方は、通産大臣、私は正しう点があると思ふ。ただ、実態把握が若干私と違つても、中小企業者が調査した結果によると、非常に減つておる。これは大臣も、減つておる数字

を認めながら、実態は必ずしもそうではないだろうというようにおっしゃった。私もそう思っているんです。

そこで、大臣のお答えのとおり、いま非常に金融緩慢期なんです。市中金融機関というものは金が余っている。ですから貸し出し競争みたいなことをやっている。そういうことで、昨年を三割上回るような年末資金対策というものを立てた。ところが中小企業は非常に苦しい。だから金を借りなければならぬ。借りるから無理な輸出をする、あるいはまた自転車操業をするというように、現在置いているところの労働者ということも、これは整理をできるだけしておきたいというところになることも無理からぬことでありましよう。金は借りるからというので実際は経営の刷新をはかっていたかなくてはならないということも、安易に流れるという危険性と可能性ということもなきにしもあらずであります。そうやってくと、金は貸してもらった、当座はしのいだけれども、それがむしろ中小企業を破局に追い込んでいくということにならないとは、私は言えないと思っております。今日の不況というものは、いままでの不況とは違う。四十年のときも大不況でありましたが、質的に私は違っていると思う。すなわち、今日は世界市場の構造変化、ここに根ざしたものであるという受け取り方をしなければならぬのではないか。ならば、それに対応するような施策が必要である。いま通産大臣は、そういうことで施策を進めておられるのだと、こうおっしゃる。しかし、私どもの前に明らかにされておるのは、その施策というものは何も示されていないわけです。中小企業に対するところのビジョンというものは私に示されていないと思ふ。それだけに中小企業の大きな不安となり、私どもがここでどうした質疑を展開しなければならぬという形に実はなっております。いまの通産大臣の答弁は、単に答弁のための答弁ではないというように私は感じました。ならば、当面のそうした緊急対策というところだけではなくて、こういうことをやってお

るのだ、やるのだという確信のある、しかも具体性を持ったお答えを伺いたいものだ、こう思っています。

○田中事務大臣 私もいま申し上げておりますとおり、この前もここで答弁申し上げましたが、いままでは、日本の産業の自然発生を前提として、その自然発生の中で相互間の調整をはかり、摩擦が起らないようにし、正常な発展を願ってコントロールをするというのが大体通産省の役目でございます。ところが、今度はどうもそういう過去のような考え方で日本の中小企業対策等を考えたい。今度はストラップ・アンド・ビルドということを——まあストラップということとは石炭以外には絶対に使わなかったんですが、私は七月からここで、避けたいと思つてそう申し述べたわけでございます。そうすると、ストラップになる場合ということになると転産業ということでありま。いままでも、転産業ということとは与野党からもなかなか出なかつたわけでありましたが、転産業は避けがたい。転産業といつたら、次のは何をやるのかということを指導し、助長していかなければいかぬ。それがいままでの日本の行政の中にはあんまりなかつたんです。ですから今度は、繊維の問題のときに、転産業したら何をやるのかということ、いままでは通産省に介入してもらいたくないといつておつたような産業界が、通産省から何をすればいいのか明示をしてください、そういうしないと、ますますどうにもならないです。そういうことでございます。これは、かつて縫製の諸君がどうするかといつたときに、産炭地に行きなさいといつて産炭地に縫製をやつたら、その縫製が今度整理をしなければならぬようになつて、これを動かすには、通産省はどこかへ、何かいい商売を必ず世話しなければならぬわけでございます。実際、いま、燕のように全市がナイフやフォークをやつておられるところは、三分の一に仕事が減るときに、何をやらばいいのかということに対しては、やはりこれは、日本の新しいビジョンというよりも具体的な計画を持って、

誘導するものは誘導しなければならぬ。私は、通産省はそういう任務が今度非常に大きくなつてきたと思つてます。かつては満州に企業誘致をしたことがありますが、どうもこの商工省時代の仕事は、必ずしも成功したとも思いません。しかし今度は、国内的には、好むと好まざるにかかわらず、自然発生の状態における各産業間の調整とバランスをとるというふうな状態だけではなく、通産省は新しく中小企業に対して、産業のストラップ化される面は何をやるかということをやらなければならぬわけでありま。私は四十七年度の予算で、何をやるのかということはいま通産省に検討しております。しかし、四十七年度の予算で必ずしも全部片づくとも思わない。だから私は、通産省も考えるが業界も考えて、通産省と一緒に検討してしまし、その間何もしないでは済まぬので、産業の立地政策を進めよう、こういうことをいま考えておるわけでございます。新しい日本の中小企業の将来というものを対しては通産省は正面から取り組んでまいりますから、いい案があつたらひとつ皆さんも積極的に御協力のほどを切にお願いいたします。

○中村重委員 いまの通産大臣の答弁というのが考え方は、私も同感なんです。今日までの中小企業政策というのが金融と税制面に裏打ちされた、ただ生産規模拡大をすればよろしいということに終始してきたということです。これは私は政府だけを責められない。また与党だけを責められない。私どももそういう面について保守的な面がなかつたとは私はいえない。確かにいま大臣が答へになりましたように、いわゆる転産政策というものは強力に推進をしていかなければならぬであらうと思ふ。ただ言えることは、農業の場合だって作付転換をしない、こういふ。じゃ転換をしたならば、その次の農作物によって生計を営み得るまでの生活保障をどうしてくれるのだ、何をやらばよろしいのかを明らかにしてくれ、ビジョンなくして、ただ転産をやれ、廃業をやれというところでは納得できないということが今日の農

民の不満であり、非常な不安となつてあらわれてきている。中小企業の場合だって私は同じであると思ふ。そのビジョンをまず明らかにする、それからそのビジョンに基づいて具体的にどうしていかうのかということ、この際明確にしていく必要がある。その点は私どもも今日まで強く指摘をしてきたところなんです。ですから、いまの通産大臣の考え方というものは私は支持いたします。それは具体的な、ほんとうに裏打ちされたもの、そうして中小企業者がほんとうに一緒になつてついでにすることが出来るもの、不平と不満がない、みずから自助努力をもつて対処し得る、そういうものが十分満たされるものでなければならぬということとを強く望んでおきたいと思ふ。

まだいろいろお尋ねしたいのですが、時間の関係がありますから、この法律案の中で問題であるという点を数点しほつてお尋ねいたします。この委員会が大きく議論をされましたのは、この法律案がただ、いま言うておる転産対策というための応急対策にすぎないという点、これでは十分である。要するに、減産をした、だが転産まではできない、企業の縮小というものはあるのだ、これは何回か質問がなされ、大臣もお答へになつたところでありま。この遊休設備というの不用設備というものが何とも考えられていないというところは、やはり私はこの法律案の欠陥であると思ふ。中小企業者はどうすることもできないのです。だからして、この不用設備の買い上げというところはどうか今さらなければならぬ。横山委員からも指摘がございましたように、税制の対策の問題にいたしましたも、私はこれも当然のことであると思ふ。しかし、それは税制上の面から何とか今回はひとつがまんをしてもらいたい、できるだけその線に沿つてそういう方向に改めていきたいという政府並びに与党の理事諸公の御意見というふうなもの、ある程度私どももこれを信頼をしなければならぬというところで、附帯決議に議つておる面も実はあるわけなんです。この設備の買い上げということについて私は

強くこの点を指摘しているわけですが、これがな  
ぜにできないのであろうか。また、やらなくても  
よろしいというように大臣はお考えになっておら  
れるのかどうか。大蔵省との折衝段階において、  
これがどうしてもためであるというようにことで  
あったとするならば、この点をこの際明らかにさ  
れ、将来これをどうするかということについて、  
ひとつ明確にお考え方を示したいのだと思  
います。

○田中國務大臣 同じ問題であっても、日米交渉  
を前提として織機の買い上げをやっておるので  
ございます。全部の織機を買い上げる、こういう  
こともそれは国民の側に立って私たちがよくわか  
ることでございますが、やはりものには限度と際限  
があるということでございます。何でもかんでも  
もみを買ってしまおうということになると、これは  
減反政策をやるときに、持っておる耕り機から  
くわやまの果てまで買わなければいかぬ、こう  
いうことにも通ずるわけでございますから、織機  
対策として一定の量が算定をされるもの、こうい  
うものに対しては織機は買い上げます、より糸機  
も対象にいたしまして、何も対象にいたしま  
し、こういふことになるわけでございますが、  
が、中小企業、零細企業というものをすべての  
のを買うということになりますと、織機でもいま  
動いておるものではなく、将来も織機が拡大さ  
れるかもしれないと思っておって、倉の二階に上  
げておいたものまで全部買うのかという議論が現  
に存在するわけでございますから、これは一般的  
なものですべての機械設備を買い上げるといふこ  
とになるとなかなかむずかしい問題でございます。  
これが災害にあつたとか、それからその地域とい  
うものが全部被災状態になる、恐慌状態になる  
という場合に、その土地を、その家をということ  
よりも、まず何かを対象にする場合、機械設備を  
対象にして金を貸すとかという問題が起り得る  
問題でございます。これは石炭鉱山に対しては石  
炭の鉱業権を対象にして金を出すとかいろいろな  
ものがありますから、起こつた場合いろいろ考え

られることでございます。いまこれから恐慌と  
いうよりも不景気が続きそうだから、相当の部分  
が転廃業をしなければならぬと思つたので、その  
転廃業部分の機械部分をすべて買い上げるとい  
うことに踏み切るには、これは財政上もなかなか  
できないことであり、理論上も非常にむずかしいこ  
とでございます。ですからそういうものは、これ  
こそほんとうにどうにもならないような必要とな  
きかれば、パイケースでいままでも処置され  
ていることでございますから、これはこれくらい  
いろいろ検討していただく問題であつて、これをす  
ぐ買い上げるようにいたしません。これはあな  
たもよくおわかりになると思つたので、何でもか  
んでも全部買つてしまふ、こう言つたらこれは景  
気のいい話でございますし、非常に積極的ではあり  
ますが、ものには限度がある。やはり際限とい  
うことで、実際に即応してお互いが考えるとい  
うこととございまして、いまのところはひとつこの程  
度でどうぞお許しのほどをお願いいたします。

○中村(重)委員 あなたも附帯決議の案は大体お  
目通しをいたされておると思つた。あとで私も  
附帯決議をつけます場合に、御趣旨に沿つて善処  
いたしますというお答えをなさることは間違ひな  
いわけですか。私も何もかもとは言いません。し  
たが、附帯決議の中には「特定」という字句  
を実は使つておるわけですか。しかし、いまのあ  
なたの答弁と矛盾するものではない。ただ前向きで  
やらなければならぬということ。横山委員が指摘  
いたしましたように、事業転換の際の設備の加速  
償却、これもまた常識なのです。落とされたこと  
が実は私がおかしいと思つたのです。それから千  
五百億の緊急融資の問題、これとても私どもの質  
問に對しましてはその積算の基礎すら明らかにさ  
れないといふような、そういうことではきわめて  
不十分であり、私も納得のいかなうところな  
んです。ですけれども、これはあなたが大蔵省と  
折衝をやつてふやしていかうとするならば、容易  
にふやすことができるわけですから、それはあな

たを信頼をして、今回はこれでごまかすとい  
うことにはしたいと思つたのです。  
もう一つは、先ほど来いろいろ指摘がございま  
したように、信用補完制度といふのがこの法律案  
の大きな目玉になつてゐる。この目玉に對しまし  
て二十億円の準備基金だけが出資されてゐるとい  
う事実であります。これに對しまして、準備基金  
といふのはいま直ちに生ずるものではないから、  
来年度予算において二百数十億円が何か予算要求  
をしておるからといふ長官のお答えであつたわけ  
です。お答えのとおり、準備基金といふものは貸  
し倒れになる段階の中で必要になつてくるわけ  
ありますから、いま直ちにということではありま  
すまい。ですけれども、いま直ちに必要なのは  
融資基金なんです。融資基金といふものがどうし  
て今回出資されなかつたのであろうか。融資基金  
といふものが出資されて信用保証協会の保証能力  
といふものがついてくるわけですから、準備基金  
も必要であるけれども、融資基金といふものは準  
備基金よりさらに早くこれが対象にならなければ  
ならない。それがならなかつたといふのは、先ほ  
ど私が申し上げましたように、特種ワク、融資ワ  
クなんといふものは、この金は使われておらぬか  
ら、だからそれを回せばいいといふような安易な  
私の気持ちもなかつたといふことと思つた。ここ  
らあたりも問題であります。だから、不十分であ  
るけれども、今後あなたに政治力によつて必ず委員  
会の期待にこたへるといふ確信があるあなたのお答  
えがなければ、私どもは残念ながら質問を続けな  
ければならぬし、きょうこの法律案を上げるわ  
けにはまいらない。だからほんとうに責任ある、  
確信のある、私どもの納得できる、賛成できるお  
答えをひとつ力強くやつていただきたい。

○田中國務大臣 中小企業、零細企業等に對して  
積極的な施策を行なわなければならぬ実態にあ  
ることは私も理解をいたしておりますし、万々遺  
憾のない措置をとつてまいらるつもりでございます。  
今御審議をいたしております法律案は理  
想的なものでないといふことを御指摘になれば、  
そのとおりかも知れません。しかしすべての  
の對して理想的なものが直ちにできるわけはな  
いわけでございます。高理想を掲げながら一  
歩ずつこの理想に近づいて努力を続けておるの  
でございます。しかし、理想に近づけるべく努力  
を続ける過程において大きな犠牲が出てはこれ  
たいへんでございますので、私は自分の行政的  
責任の立場で遺憾のない施策をいたしてまいり  
たい、こう思つておるわけでございます。この法律の審議  
期間において御指摘になられたいろいろの問題に對  
しまして慎重に検討しながら、しかも実情に對  
して遺憾のないように全力を傾けてまいらるつも  
りでございます。

○中村(重)委員 お答えは力強いお答えであるわ  
けです。ただ、いま大臣は理想とおっしゃつた。  
私どもが申し上げているのは理想を言つてゐるの  
ではない。現実にはいま指摘をいたしましたよ  
うなことは必要であるといふことなんです。融資基金の問  
題、これは決して理想ではありませぬ。保証ワク  
を、付保限度を二倍に拡大をした。これとても実  
行面においてはたして可能なかどうか。い  
わゆる担保といふ問題が生じてくるのでありま  
す。それだけ保証ワクは拡大はされたけれども、  
無担保、無保証といふものは五十万が八十万に  
なつたにすぎません。ほかは全部担保といふもの  
がついてくるのであります。これを実効あらしめ  
るためにはどうするかといふことは、私はこれ  
は現実問題として真剣にこれに對していかれる  
のでなければならぬと思つた。だからその点を十分  
配慮されることを期待して、私の質問はこれで終  
わります。

○進藤委員長代理 これにて本案に對する質疑は  
終局いたしました。

○進藤委員長代理 これより討論に入るのであり  
ますが、討論の申し出がありませんので、直ちに  
採決に入ります。

内閣提出、国際経済上の調整措置の実施に伴う中小企業に対する臨時措置に関する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○進藤委員長代理 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○進藤委員長代理 次に、本法草案に対し武藤嘉文君外三名から、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党の四党共同提案にかかる附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

まず、提出者から趣旨の説明を求めます。中村重光君。

○中村(重)委員 自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党を代表いたしました。私から附帯決議案の趣旨を御説明申し上げます。

案文はお手元に配付いたしておりますので、時間の関係もあり、省略をさせていただきます。

主要な点につきまして簡単に御説明いたします。まず認定中小企業者の特定設備の買い上げについてであります。

今回のドル・ショック等により転廃業ないしは事業の縮小を余儀なくされる中小企業者が続出することが容易に予想されるのであります。これら中小企業者の遊休設備を買い上げることが何より根本的な対策であると考えます。したがって、本法による金融、税制上の措置を講ずるとともに、特定の設備に対する買い上げ措置、たとえば構造改善事業を行なう組合に対する助成等をつみやかに講ずべきであります。

また、経済環境の激変に直面する中小企業対策を進めるために、本法の運用につきましては効果的、弾力的に行ない、政府関係中小企業三機関等の資金量を拡大するとともに、雇用と労働対策には万全を期し、本法の実効をあげるべきであります。

以上の趣旨に基づきまして、本附帯決議案を提

出した次第であります。何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

国際経済上の調整措置の実施に伴う中小企業に対する臨時措置に関する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、激動する経済情勢を的確には握しつつ、産業政策全般、通商産業行政機構、なかならず中小企業政策の展開を図るとともに、経済環境の激変に直面して転廃業ないしは事業の縮小を余儀なくされる中小企業者に対する指導、援助体制の整備に遺憾なきを期し、特に本法施行にあつては、次の各事項につき適切な措置を講ずべきである。

一、本法の対象となる中小企業者であつて事業の転換又は縮小を行なうものの特定の設備に対する買い上げ措置(構造改善事業)についての助成措置等を速やかに講ずるよう努めること。

二、本法の対象となる中小企業者の認定並びにこれらに対する金融措置、課税の特例、労働者対策等については、効果的、弾力的な運用を期するとともに、個人企業における事業主所得について、国税、地方税の負担の大幅軽減に努めること。

三、本法の実効をあげるため、中小企業向け資金量の拡大並びに中小企業信用保険公庫の保険準備基金及び融資基金の速やかな増額を図るとともに、信用保証協会の機能の強化を図ること。

なお、倒産関連保証保険制度の弾力的運用を図ること。

四、中小企業者の事業の縮小又は転廃業に伴う便乗的な従業員解雇又は不当労働行為の防止、賃金、退職金、社内預金等の支払の優先的確保について適切な措置を講ずること。

五、小規模企業施策の一層の充実を前提として、中小企業者の定義の上限引上げに関する検討を開始し、さしあたりは、本法の対象とならない

中堅企業対策の拡充を図ること。右決議する。

○進藤委員長代理 以上で趣旨の説明は終わりました。直ちに採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○進藤委員長代理 起立総員。よって、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

この際、附帯決議について政府から発言を求められておりますので、これを許します。田中通商産業大臣。

○田中通商大臣 ただいま議決をいただきました法律案に対する附帯決議につきましては、政府はその趣旨の実現に対して努力を続けてまいること申し上げておきたいと思ひます。

○進藤委員長代理 おはかりいたします。本案に関する委員会報告書の作成につきまして、委員長に御一任願いたいと思ひますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○進藤委員長代理 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○進藤委員長代理 次に、通商産業の基本施策に関する件、通商に関する件、及び私的独占の禁止及び公正取引に関する件について調査を進めま

す。質疑の申し出がありますのでこれを許します。中村重光君。

○中村(重)委員 この前私が鉄鋼の不況カルテルについてお尋ねをいたしました。けさの日刊工業新聞を見ると、通産省は十二月一日から不況カルテルが実施できるようにすることを公取に申し入れをした。これを受けたのかどうかわかりませんが、公取はきょう委員会を開くということも実

は報道されているわけですが、この点について事実なのかどうか。これは重工業局長がお見えですから、こういう申し入れをされたのかどうか。

○矢島政府委員 通産省といたしましては、十一月十一日に鉄鋼業界六社より不況カルテルの申請が公取のほうに出されたことを承知しておりますが、鉄鋼業界の不況の現状にかんがみまして、十二月一日からこれができるように公取のほうで御認可をいただくというのを希望している次第でございます。

○谷村政府委員 重工業局長から、さような希望を持っての旨、私どもにきょう伝えてまいりました。御本人がおいでになりましたので、さような希望を申し述べられました。それは事実でございます。

それから、新聞には、十二月一日に間に合わせようとするれば、きょうにでも委員を開かなければならぬかという想像のもとに、本日委員会を開くというふうには何か報道しているようでありまして、けれども、私ども、ただいまの時点まではまだ委員会は開いておりません。別の案件について本日は委員会を開いております。本日午後においてそういうことをするかどうかということはまだきめておりません。そういう状況でございます。

○中村(重)委員 申請が出ましたのは何日でございますか。

○谷村政府委員 たしか十一月十一日であったと記憶いたしております。

○中村(重)委員 十一月十一日ということになつてまいりますと、まだほんのわずかの期間しかたつていない。鉄鋼の問題というのはきわめて重要な問題であり、国民の関心事であるということ。八幡・富士の合併の問題を中心いたしました。それからその後一連の設備制限であるとか、あるいは生産制限であるとか、あるいは価格の引き上げであるとかいうことで非常に反発も実は強いわけですから、かたて加えて、新聞報道によると、川鉄の社長がトン当たり五千円、来春早々値上げをするというところを示唆している、そして新日鉄



の問題についてもぜひいふという御質問を受けましたけれども、その御質問を受けている段階では、私もとしては、どういふ端緒をつかみ、どういふ心証を得て必要な審査に乗り出すかどうかについては、明確に、こういたしますというお答えをしたことはなかったわけでございます。しかし、たまたまその御質問を受けた翌日でございますか、石油連盟のほうの調査を現実に行うということをしたことがございますので、こういう問題についての御質問に対して、いま直ちにどうしますというお答えを具体的に申し上げますが、少なくとも私どもでかかぬのでございますが、少なくとも疑いを持つに足るだけの心証を得ましたならば、当然私どもとしてとるべきことをするということになるというのを一つの例を申し上げてお答えにかえさせていただきます。

○中村(重)委員 私はあるに、これは独禁法違反であるから、これに対してこうしなさいといつて、いわゆる法に従つてのそれぞれの処分があるわけですから、罰則その他をいま直ちにやらないで、こう注文しているのじゃないんです。私はこういうことをニューザーから聞いて、これは確かに共同行為であるという確信を裏は持っているのだということであつたに指摘をし、またお尋ねをしていくわけなんです。だから、少なくともこの委員会においての指摘であるから、あなたもそれだけ重視される必要はあるだろうと思つております。ですから、私が言つておられることは調査をされるか、調査をされて、確かにこれは共同行為をやつておられるということであるならば、法に従つてこれを処分していくということなればならないと私は思つておられる。後段に対しての——前段後段を問わず、そういうような指摘を受けた、だからひとつ調査をしてみようというよりなことを明確にお答えになることだつて差しつかえないのじゃないか、私は、またそれが少なくとも議会制民主主義を尊重する立場であるより、そのように考えるわけです。何かあなたに、的確にこれがあるんだから、これに対して第何条に基づいて処分をしない

さい、こういうことを私は注文つけているわけじゃないのだから、私が言つておられることが無理でしょう。か。

○谷村政府委員 御指摘の点は私も十分に、私どもの仕事の上にも御意見として何おっしゃつておられることには無理はございません。私はさういふことに無理はございません。私はさういふことに御意見として、また先生の御意見というものを一つの有効な端緒ないし私どもが得るときは心証の問題として何おっしゃつておられるかと思つておられます。

○中村(重)委員 それでつこうです。セメント業界は前も問題になつておりました。これは前科ということばを申し上げてもよろしいくらいですね。ですから重大な関心を持って対処していただくように、いまのお答えでつこうです。期待をしておきます。

それから、畜産局長がお見えになつておられますからお尋ねいたしますが、新聞を見ますと、「すきやき」危うし「お役所の争ひの巻添え」牛肉輸入判当でできず「年末年始向け2カ月空費、在庫細る」そして次の見出しは「農林省、通産省、商社利権めぐり攻防」なんて書いてあるんです。実は私、大きな関心を持ってこの記事を詳細に読んでみたのですが、家庭の主婦の方々、同じだろと思うのです。この経緯を簡単に申し上げます。あらためてまた質問することになります。きょうは、こういう一人か二人の委員の出席で質問するなんて不具識ですから、あらためてお尋ねしたいと思つたわけでも、せっかく御出席願つておられるのでお尋ねします。

○増田(久)政府委員 先生も御存じのとおりでございます。飛躍的に増大してまいりまして、ここ二年間は年率二〇%という形で需要が伸びている実態でございます。その結果、国内資源、特に和牛と申しておきますけれども、肉牛の資源の食いつぶしというよりな形に非常になつてまいりまして、将来にわたつて需給の問題が非常に問題になつてまいつておられるわけでございます。したがつて、

国内資源をつぶさないで需要というものの対処していくという形になりまして、どうしても輸入というものを大幅にふやしていくという形にならざるを得ない。そういういたしますと、当然国内生産と輸入というものをどのように調整するかというところが非常に問題になるわけでございます。そういう意味で、私のほうでは、今年の八月に牛肉輸入制度研究会というものを設けまして、現在の輸入制度というものを根本的に改めるべきではないか、特に現在は全体の牛肉の輸入を民営と畜産振興事業団の半々で輸入していただくわけでございますが、実は事業団の輸入のしかたというものは、需給調整というものの機能というものは果たしてないような実態であるわけでございます。そういうことを考えまして、今後の輸入のあり方につきまして、は、事業団というものが主體的に需給の調整をはかつて、国内生産との調和をはかり、また消費者の需要と申しますか、希望にも沿つていくというやり方に制度を考慮すべきではないか、こういうことで十月に答申をいただいたわけでございます。その結果、今後民営につきましては現状程度にとどめ、増加する分については事業団にワタをふやし、その事業団の調整のもとに輸入をやつていってはどうかという内容の答申をいただいたわけでございますが、いま通産省とその線に沿つて御相談を申し上げている。それで、考え方としてわれわれと通産省との間に基本的な考え方の相違というものはございませぬ。と申しますのは、輸入ワタをできるだけふやしていく、あるいは輸入の商社の問題等についてもっと弾力的に考えていく、そういう基本的な問題については意見の相違は全然ございませぬし、また現実にはどのように需給の調整をはかつていくかという、その調整のしかたにつきましてもいろいろ内部的に議論をしていくというものが現状でございまして、決して通産省とわれわれと基本的に対立して、そのために割り当て業務がおくれているというようなことではないという点を御承知願ひたいと思つておられます。

国内資源をつぶさないで需要というものの対処していくという形になりまして、どうしても輸入というものを大幅にふやしていくという形にならざるを得ない。そういういたしますと、当然国内生産と輸入というものをどのように調整するかというところが非常に問題になるわけでございます。そういう意味で、私のほうでは、今年の八月に牛肉輸入制度研究会というものを設けまして、現在の輸入制度というものを根本的に改めるべきではないか、特に現在は全体の牛肉の輸入を民営と畜産振興事業団の半々で輸入していただくわけでございますが、実は事業団の輸入のしかたというものは、需給調整というものの機能というものは果たしてないような実態であるわけでございます。そういうことを考えまして、今後の輸入のあり方につきまして、は、事業団というものが主體的に需給の調整をはかつて、国内生産との調和をはかり、また消費者の需要と申しますか、希望にも沿つていくというやり方に制度を考慮すべきではないか、こういうことで十月に答申をいただいたわけでございます。その結果、今後民営につきましては現状程度にとどめ、増加する分については事業団にワタをふやし、その事業団の調整のもとに輸入をやつていってはどうかという内容の答申をいただいたわけでございますが、いま通産省とその線に沿つて御相談を申し上げている。それで、考え方としてわれわれと通産省との間に基本的な考え方の相違というものはございませぬ。と申しますのは、輸入ワタをできるだけふやしていく、あるいは輸入の商社の問題等についてもっと弾力的に考えていく、そういう基本的な問題については意見の相違は全然ございませぬし、また現実にはどのように需給の調整をはかつていくかという、その調整のしかたにつきましてもいろいろ内部的に議論をしていくというものが現状でございまして、決して通産省とわれわれと基本的に対立して、そのために割り当て業務がおくれているというようなことではないという点を御承知願ひたいと思つておられます。

○中村(重)委員 中村通商局長がお見えですか……。

○中村説明員 お答えいたします。

いま農林省の畜産局長からお答えがありましたとおり、この下期の牛肉の輸入割り当てにつきましては、いま方式について検討いたしてございまして、基本的な意見の相違はございませぬ。特に物価関連品目でございますので、われわれも極力輸入数量をふやして、しかもその輸入されたものが消費者の手元まで適時適切に流れるということが確保されることが必要だと思つておられます。そういった関係につきましまして、事務的な検討を農林省といたしておる段階でございまして、間もなく割り当てを行ないたいと思つておられます。

○中村(重)委員 あらためて質問することになります。増田局長は基本的な相違はないとおっしゃつたわけでも、お役所ですからそういう答弁をせざるを得ないでしょう。ところが、これは私は基本的な問題だと思つておられます。たゞ通産省は、商社にやらせる、商社活動を通じて競争をやらせる、そして消費者にこの利益が還元されるようにするのだ、こう言うのです。あなたのほうはそうではなくて、生産者の生産意欲を刺激すること、そして国内の畜産振興をやつていく、そのことが生産者を守る道であるし、また消費者の利益を守つていくことにもなるのだ、答えはどちらも、どの道を選ぶかという選び方だけの問題じゃないのです。通産省の言うよりな形で道を選んだ場合、ほんとうに消費者の利益につながつていくのか、途中で流通経費に消えてしまつておそれはないのかどうか。そして、国内の生産意欲を刺激するということとをむしろ沈静させることにつながつていかなのかどうか。そういうことと基本的な問題なんです。私はこれは問題である。

だからして、なわ張り争ひということでは——新聞はこう書いておられる、なわ張り争ひということではないか、議論をしてください。議論をして、基本的な相違はないのだ、こうおっしゃつたのだから……。

国内資源をつぶさないで需要というものの対処していくという形になりまして、どうしても輸入というものを大幅にふやしていくという形にならざるを得ない。そういういたしますと、当然国内生産と輸入というものをどのように調整するかというところが非常に問題になるわけでございます。そういう意味で、私のほうでは、今年の八月に牛肉輸入制度研究会というものを設けまして、現在の輸入制度というものを根本的に改めるべきではないか、特に現在は全体の牛肉の輸入を民営と畜産振興事業団の半々で輸入していただくわけでございますが、実は事業団の輸入のしかたというものは、需給調整というものの機能というものは果たしてないような実態であるわけでございます。そういうことを考えまして、今後の輸入のあり方につきまして、は、事業団というものが主體的に需給の調整をはかつて、国内生産との調和をはかり、また消費者の需要と申しますか、希望にも沿つていくというやり方に制度を考慮すべきではないか、こういうことで十月に答申をいただいたわけでございます。その結果、今後民営につきましては現状程度にとどめ、増加する分については事業団にワタをふやし、その事業団の調整のもとに輸入をやつていってはどうかという内容の答申をいただいたわけでございますが、いま通産省とその線に沿つて御相談を申し上げている。それで、考え方としてわれわれと通産省との間に基本的な考え方の相違というものはございませぬ。と申しますのは、輸入ワタをできるだけふやしていく、あるいは輸入の商社の問題等についてもっと弾力的に考えていく、そういう基本的な問題については意見の相違は全然ございませぬし、また現実にはどのように需給の調整をはかつていくかという、その調整のしかたにつきましてもいろいろ内部的に議論をしていくというものが現状でございまして、決して通産省とわれわれと基本的に対立して、そのために割り当て業務がおくれているというようなことではないという点を御承知願ひたいと思つておられます。



ら、消費者の利益を守る、国内の生産者の利益を守っていくのだ、国内生産というものをさらに向上していくのだ、この基本を忘れないようにして、それで意見が一致するなら一致をさしてもらいたいと思うのです。そのことをかたく要望しまして、それに沿うことであるならば私は別にどの道をお選びになってもけっこうだと思っております。しかしたいへんこれは問題でしょうから、大いにひとつ議論をして、よりよい道を選んでいただくことを期待をして、あらためてまたお尋ねすることにして、もう時間の関係もありますからこれで終わります。

○進藤委員長代理 次回は明十二月一日午前十時理事會、十時三十分委員會を開くこととし、本日はこれにて散會いたします。

午後一時十八分散會

昭和四十六年十二月八日印刷

昭和四十六年十二月九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局